

入 札 公 告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

平成30年12月7日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 高橋 宏昌

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業(いか釣〈北太平洋海域〉)に係る用船
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自)平成31年5月20日
至)平成31年12月10日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、用船料1ヶ月分には相当する金額を記載するこ
と。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(当
に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(切り
該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り
捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費
税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業の
るかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100
に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。ただし、地方公共団体を除く。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書の交付を受けること。
① 直接交付 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課支援係
電話 045-227-2728
FAX 045-227-2705
② 郵送による交付 封書に「海洋水産資源開発事業(いか釣〈北太平洋海域〉)に係る用船入札説明書希望」と記入し、返信用封筒(角2)に400円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。
③ メールによる交付 任意書式に「海洋水産資源開発事業(いか釣〈北太平洋海域〉)に係る用船入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成31年1月25日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までに質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに、機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。
なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用 船 仕 様 書

1. 調査名：海洋水産資源開発事業（いか釣＜北太平洋海域＞）

2. 調査目的

本調査は、アカイカ資源を効率的かつ有効に利用することを目的として、漁期の拡大および漁場の拡大の可能性に関して検討する。

3. 調査項目

(1) アカイカ漁場探索法の検討

海洋環境情報等を参考にして漁場探索し、いか釣操業を実施する。漁獲したアカイカの釣獲尾数、重量、サイズおよび生物特性を記録する。

漁獲状況及び生物情報の観察は調査員が行う。効率的漁場探索方法の検討をねらいとし、漁灯操作、釣機操作盤操作、操業及び各釣機での釣獲状況観測は調査員と協議のもと乗組員が行う。

漁獲物処理は調査員指示のもと乗組員が行い、製品数量等を調査員に報告する。

(2) アカイカ漁場の海洋環境の把握

アカイカの漁場分布特性及び漁場形成を把握するために、下記の調査を行う。

上記操業の前（パラ入れ後）に CTD による海洋観測及び採水を行う。センサー各種は水産研究・教育機構（以下、「機構」という）が用意する。海洋観測と操業を行い、CPUE と海洋環境の関係について把握する。

海洋観測作業は調査員指示のもと、調査員・乗組員が協力して行い、入港及び観測地点・操業地点までの操船は乗組員が行う。

4. 船舶要目

(1) 漁業種類：いか釣漁業

(2) 航海能力：3 か月以上の無寄港航海が可能であること。

および、米国での調査員乗り換えが可能であること。

(3) 総トン数：349 トン以上であること。

(4) 漁労設備等：

1) 自動いか釣り機

20 台以上で構成される自動いか釣り機一式を備えていること。

2) いか類を集魚するための船上灯

総出力 250kW 以上のメタルハライド (MH) 船上灯一式を備えていること。

3) いか類を昼間に集魚するための水中灯

深度 300m 程度まで垂下・点灯が可能な水中灯装備一式を備えていること。

(5) 付帯設備

1) 航海及び漁労計器等：

GPS, レーダー, 船舶電話またはインマルサットおよび魚群探知機を備えていること。

2) 作業場所等

調査員が毎日のデータ処理のため優先的に使用可能なスペースを有すること。

3) 保冷設備

冷凍品を -20°C 以下で100トン以上積載可能であること。

4) 冷凍設備

-30°C 以下で1回当たり7トン以上の冷凍能力を有すること。

(6) その他

1) 最大搭載人員中に、その他乗組員として1名以上を含むことができること。

2) 本船は、以上の要件のほか、法令で定められた設備は勿論、調査運行に支障を来さない相当の設備及び付属品を備え、かつこれらが維持管理されていること。

3) AEDなどの救命器具を装備していること。

5. 乗組員

(1) 漁労長は、いか釣漁法について十分な知識と技量を有すること。

(2) 乗組員の過半数はいか釣漁業の経験があること。

(3) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。

(4) 出入港時並びに操業中は、恒常的にライフジャケットを着用すること。

(5) 乗組員数は17名以上とし、漁労長、船長、機関長に加え、いか釣り操業が十分に行える人員を確保しておくこと。

6. 用船期間及び調査日程

(1) 用船期間：平成31年5月20日～平成31年12月10日

(2) 調査日程：

平成31年5月20日用船開始

平成31年12月10日用船解除

7. 調査海域：下図 北緯20度から50度までの公海域および大型いか釣船操業可能な我が国排他的経済水域

8. 調査海域図

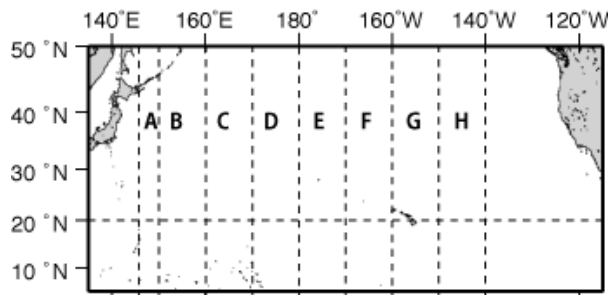


図. 調査海域

9. 担当研究所 開発調査センター

10. 船舶に搭載する一切のコンピューターまたは乗組員の使用するコンピューター及び電磁的記録媒体のセキュリティーチェック

- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時または寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。
- (2) 上記（1）のチェックは、契約者または乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Security Essentials】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切、開発調査センターでは保障しない。したがって、契約者または乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

12. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船用船仕様書」によるものとする。
- (3) 用船契約期間中に消費した燃油は当センターが別途供給するものとする。